

トピックスⅡ

予防接種法の抜本的な見直しに向けた取り組みについて

厚生労働省健康局結核感染症課 坂本龍彦

現在、我が国では、予防接種法に基づき、感染症の発生とまん延の防止を目的として、ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、ポリオ、日本脳炎、結核、インフルエンザの九つの疾患に対し、市町村を実施主体として、定期予防接種が行われている。

一方、昨今では、新しいワクチンの開発、導入が進む等、予防接種をとりまく環境は日々変化している。

厚生労働省においては、予防接種のあり方及び個別疾患に対する予防接種等について、これまで予防接種に関する検討会における議論や最新の知見等を踏まえつつ、公衆衛生に資する制度の構築を進めてきた。例えば、近年では、麻しんが、平成19年の春先から若年層の間に流行が見られたことを受け、平成24年までに日本国内からの麻しん患者の発生数を限りなくゼロに近づけることを目標に、予防対策に推進的に取り組むべき感染症として位置づけ、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28

日第442号厚生労働省告示）を策定した。同指針に基づき、予防接種を推進するための具体的な施策の一環として、平成20年4月1日から、13歳相当の者（中学校1年生相当）及び18歳相当の者（高校3年生相当）に対し、定期の予防接種を5年間の時限措置として実施している。

今般、平成21年4月の新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生とその対策を契機として、「予防接種のあり方を全般的に見直すべき」との意見が多数寄せられたことから、同年12月に厚生科学審議会感染症分科会に予防接種部会を新たに設置し、各方面からの有識者による予防接種全般の在り方について検討を行うこととした。

同部会において、特に緊急に講ずべき措置として、今回の新型インフルエンザ対策について、平成22年2月に提言がとりまとめられたところであり、これを踏まえ、新たな臨時の予防接種の類型の創設等を内容とする予防接種法等改正案を国会に提出しているところである（平成22年4月21日現在）。今後、予防接種の目的や基本

（資料1）厚生科学審議会感染症分科会 予防接種部会における 今後議論が必要と考えられる主な事項

○ 今後、厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種の目的や基本的な考え方、関係者の役割分担等について、予防接種制度の抜本的な見直しの議論を重ねていただき、それらを踏まえて対応を図る。

- (1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方
 - ・ 予防接種法の対象となっていない疾病・ワクチンの評価や位置付け
 - 例：Hib（インフルエンザ菌b型）、肺炎球菌、HPV（ヒトパピローマウイルス）、水痘など
- (2) 予防接種事業の適正な実施の確保
 - ・ 国、ワクチン製造販売・流通業者、医療機関（医師）などの関係者の役割分担
 - ・ 予防接種により生ずる健康被害の救済制度、被害認定の方法、不服申し立て
 - ・ 接種の優先順位付けのあり方 等
- (3) 予防接種に関する情報提供のあり方
 - ・ 予防接種の意義や健康被害が生じる可能性等の情報提供のあり方
- (4) 接種費用の負担のあり方
 - ・ 予防接種の果たす役割や特徴等を踏まえた、その費用負担のあり方
- (5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方
 - ・ ワクチンの有効性及び安全性に関する調査研究・情報収集・評価の方法を推進する体制
 - ・ 諸外国の予防接種施策に関する検討組織と同様の組織を設けることの必要性
 - ・ その際の機能（権能）、構成メンバー、制度運営に当たる人員等の体制 等
- (6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方
 - ・ ワクチンの研究開発や生産基盤の方策

資料1

的な考え方、関係者の役割分担等について、予防接種制度の抜本的な見直しに向けた議論を重ねていただき(資料1参照)、それらを踏まえて法改正を含めた対応を進めていくこととしている。

なお、本部会の資料等については、厚生労働省のホームページに随時掲載しているところであり、本部会における議論の推移を見守っていただきたい。